



秋田県公報

目 次

条 例	ページ
○秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(三八・委員 会提出)……………	2
○秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条 例(三九・委員会提出)……………	2
○秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条 例(四〇・委員会提出)……………	3

この号で公布された
条例のあらまし

◇秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三 八号)

- 1 常任委員会を総務企画委員会、福祉環境委員会、農林商工委
員会、建設交通委員会及び学術教育公安委員会の五常任委員会
とし、委員定数を各九人(現行各八人)とすることとした。
(第二条関係)
- 2 議会の閉会中においては、議長が常任委員、議会運営委員及
び特別委員の選任並びに常任委員の委員会の所属の変更をす
ることができることとした。(第四条関係)
- 3 この条例は、次の一般選挙後初めて招集される議会の招集の
日から施行することとした。

◇秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第三九号)

- 1 会派の代表者又は議員が収支報告書を提出するときは、一件
五万円以上の支出について、領収書を併せて提出しなければ
ならないこととした。(第一〇条関係)
- 2 議長は、収支報告書及び領収書等の内容について調査を行っ
た結果必要があると認めるときは、会派の代表者又は議員に対
し是正を求めることができることとした。(第一条関係)
- 3 1により提出された領収書等は、議長が五年保存するととも
に、秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)の非
公開情報が記録されている部分を除き、請求により閲覧に供す
ることとした。(第十三条関係)
- 4 その他

- (一) この条例は、次の一般選挙により選出された議員の任期を
起算する日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとし
た。

◇秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例 (秋田県条例第四〇号)

秋田県議会議員の任期の終了に伴い、秋田県議会議員の選挙区
の特例措置を廃止することとした。

条 例

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十八号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例（昭和三十二年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「八人」を「九人」に改め、「学術国際部、出納局」を削り、「人事委員会及び監査委員」を「及び人事委員会」に改め、同条第二号中「八人」を「九人」に改め、同条第三号中「農林水産委員会」を「農林商工委員会」に、「八人」を「九人」に改め、「農林水産部」の下に「産業経済労働部及び労働委員会」を加え、同条第四号を削り、同条第五号中「建設委員会」を「建設交通委員会」に、「八人」を「九人」に改め、「建設交通部」の下に「出納局及び監査委員」を加え、同条第六号中「教育公安委員会」を「学術教育公安委員会」に、「八人」を「九人」に、「教育委員会」を「学術国際部、教育委員会」に改め、同条第五号とする。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、議会の閉会中においては、議長が選任することができる。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、議会の閉会中においては、議長が変更することができる。

附 則

この条例は、次の一般選挙後初めて招集される議会の招集の日から施行する。

秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十九号

秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年秋田県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「別に」を「議長が」に改める。

第十条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 会派の代表者及び議員は、収支報告書を提出するときは、一件五万円以上の支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（当該書類の取得が困難な事情があった場合は、議長が定める様式による書面。以下「領収書等」という。）を併せて提出しなければならない。

第十一条中「収支報告書」を「前条第一項から第四項までの規定により提出された収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）に、「行うものとする」を「行うものとし、その結果必要があると認められるときは、会派の代表者又は議員に対し是正を求めることができる」に改める。第十三条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「第三項」を「第四項」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第二項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があつたときは、収支報告書等（秋田県情報公開条例（昭和六十二年秋田県条例第三号）第六条第一項の非公開情報が記録されている場合にあつては、非公開に係る部分を除く。）を閲覧に供するものとする。

附 則

1 この条例は、次の一般選挙により選出された議員の任期を起算する日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県政務調査費の交付に関する条例第十条、第十一条及び第十三条の規定は、この条例の施行の日以後に交付決定される政務調査費について適用し、同日前に交付決定される政務調査費については、なお従前の例による。

秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十号

秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例

秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十六年秋田県条例第八十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された議員の任期が終わる日の翌日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matshibaransu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄